



市・県民税 申告相談日程表

受付時間 午前9時～午後3時（市役所8階は午後3時30分まで）

受付日	会場	対象地域	受付日	会場	対象地域
2月17日(月)	新所沢まちづくりセンター	向陽町・青葉台	3月4日(水)	吾妻まちづくりセンター	荒幡・松が丘1～2丁目・久米(481～620番地除く)
18日(火)		泉町・榎町・緑町1～4丁目・けやき台1～2丁目	5日(木)	狭山ヶ丘コミュニティセンター	東狭山ヶ丘1～2丁目
19日(水)	富岡まちづくりセンター	中富・下富・神米金・北岩岡・北中1～4丁目・岩岡町・所沢新町・花園1～4丁目	6日(金)		東狭山ヶ丘3～6丁目・和ヶ原1丁目・狭山ヶ丘1～2丁目・若狭1～4丁目
20日(木)	松井まちづくりセンター	下安松	9日(月)	柳瀬まちづくりセンター	坂之下・城・本郷・日比田・亀ヶ谷・新郷・南永井・東所沢1～5丁目・東所沢和田1～3丁目・松郷
21日(金)		上安松・牛沼・くすのき台1～3丁目	10日(火)		北原町・若松町・こぶし町・北秋津
25日(火)	山口まちづくりセンター	山口1～799番地	11日(水)		上新井1～5丁目・西所沢1～2丁目・星の宮1～2丁目・東住吉・西住吉・南住吉・久米481～620番地
26日(水)		山口800番地以降・上山口・小手指台	12日(木)	市役所8階	日吉町・東町・旭町・御幸町・寿町・元町・金山町・有楽町・北有楽町・喜多町・宮本町1～2丁目
27日(木)	三ヶ島まちづくりセンター	西狭山ヶ丘1～2丁目・和ヶ原2～3丁目	13日(金)		弥生町・美原町1～5丁目・北所沢町・松葉町・下新井・西新井町・東新井町
28日(金)		林1～3丁目・三ヶ島1～5丁目・糎谷・堀之内	16日(月)		大字中新井・中新井1～5丁目・並木1～8丁目・中富南1～4丁目
29日(土)	市役所8階	指定相談日に都合がつかない方			
3月2日(月)	小手指公民館分館	小手指町1～5丁目・北野新町1～2丁目			
3日(火)	小手指まちづくりセンター	小手指南1～6丁目・北野1～3丁目・北野南1～3丁目・小手指元町1～3丁目			



税理士による無料税務相談

- 2月3日(月)～14日(金)（土・日・曜、祝日除く）
- 市内各税理士事務所
- 令和元年中の収入が600万円以下で、収入が年金のみの方▶給与所得者で医療費控除を受けたい方▶年の途中で就・退職し、年末調整をしていない方
- 1月20日(月)から関東信越税理士会所沢支部事務局 ☎2993-0822に電話（午前10時～正午、午後2時～4時）

【留意事項】

- 指定相談日に都合がつかない場合は、他の会場でも受け付け可能です。
- 申告会場の駐車場は大変混雑します。公共交通機関をご利用ください。
- 富岡まちづくりセンターのエレベーターは、修理のため使えません。

大変混み合うため、郵送での申告にご協力ください



3 申告の持ち物をチェック！

税の申告には、左記のものがが必要です。該当するものをそろえて、申告会場に向かいましょう。

1月中に郵送します

公的年金受給者に対し、令和元年中の年金支払総額を記載した「公的年金等の源泉徴収票」を日本年金機構が郵送します。非課税である遺族・障害年金に対しては郵送しません。
☎▶ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165
▶所沢年金事務所 ☎2998-0170

1月末に郵送します

令和元年中に支払った所沢市の①国民健康保険税②後期高齢者医療保険料③介護保険料の額を記載した「納付額のお知らせ」を郵送します。
①は世帯主宛てに郵送します。なお、納付方法が「特別徴収」とある項目は、本人のみ控除として申告できます。
☎▶①の納付…収税課 ☎2998-9073
▶①の課税…国民健康保険課（国民健康保険担当） ☎2998-9131
▶②…国民健康保険課（後期高齢者医療担当） ☎2998-9218
▶③…介護保険課 ☎2998-9420

介護保険のサービス料も控除対象

介護サービス（予防サービス・総合事業サービス含む）の領収書に「医療費控除対象額」の記載がある場合は、通常の医療費に合算して申告できます。高額介護サービス費・高額医療合算介護サービス費・介護保険低所得者助成金を受け取った場合は、控除対象から差し引いてください。
☎介護保険課 ☎2998-9420

Check



☐ 申告書（市や税務署から届いたもの）

※届いていない場合は申告会場でも入手可能

☐ 印鑑（認め印など）

☐ 令和元年分の収入が分かるもの

- ▶給与の源泉徴収票
- ▶年金の源泉徴収票
- ▶営業所得・不動産所得の収入や経費がわかる帳簿など
- ※市・県民税は「年末調整済みの給与」以外の所得が20万円以下でも申告が必要

☐ 控除が分かるもの

- ▶社会保険料の領収書（国民健康保険・国民年金など）
- ▶生命保険・地震保険の控除証明書
- ▶障害者手帳・障害者控除対象者認定書
- ▶医療費控除の明細書／医療費のお知らせ／医療費の領収書
- ※事前に合計額と保険金などで補てんされる金額を計算
- ※医療費控除の特例を選択する方は、特定一般用医薬品の購入費がわかる明細書と健診や予防接種などの領収書・結果通知表などを持参
- ※健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」を添付すると、医療費の明細書の記入が省略可能

☐ マイナンバーが分かるもの

次の全てが必要です。

①番号確認書類

本人のマイナンバーカード、通知カードなど
※扶養親族などの確認書類は不要ですが、申告書にマイナンバーの記入が必要

②身元確認書類

本人（代理人申告の場合は代理人）の顔写真付きの身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証、障害者手帳など）
※本人申告の場合のみ、健康保険証も使用可能

③代理権確認書類（代理人申告の場合のみ）

委任状、本人の公的身分証明書など

